

埋蔵文化財発掘届出の提出について

橿原市役所 文化財保存活用課

橿原市内で建築・擁壁・盛土・切土等の土木行為を行なう場所が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に入っている場合、文化財保護法第93条第1項の規定による以下の諸手続きが必要となります。

①「埋蔵文化財発掘届出書」提出

周知の遺跡内で土木行為を行おうとする場合は、「埋蔵文化財発掘の届出書」を工事に着手する60日前までに、県知事宛に届出なければなりません。（届出の提出先は、橿原市役所 文化財保存活用課です。）

- 必要書類 ※埋蔵文化財発掘の届出書
※土地所有者の承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合のみ）
※委任状（代理人を立てる場合）下記参照
- ・付近見取図（縮尺 2,500 分の1程度）（住宅地図程度）
 - ・配置図（建物等配置図）
 - ・平面図（現況図、土地利用計画図、給排水図等一式）
 - ・敷地断面図（現況及び計画）
 - ・基礎伏平面図・断面図
 - ・各種図面（擁壁等平面・断面図、浄化槽図面等一式）

※印のついた各書式は文化財課
窓口もしくは橿原市ホームページ
から入手できます。

以上の書類を藤原宮跡・藤原京跡は4部、それ以外の遺跡は3部提出してください。

委任状 届出者に代わり代理人が届出提出等諸手続を行う場合、委任状が必要となります。下記、委任内容から代理人に委任する権限を選び明記して下さい。明記されていない権限については、届出者本人を権限者としします。

該当する委任権限（下記参照）を記入のうえ、上記、必要書類部数と同部数提出して下さい。

【下記、全ての権限が委任されている場合】

- ・一切の権限

【具体的に権限が委任されている場合】

- ・届出の提出
- ・県文化財保存課通知文の受領
- ・届出の一部訂正及び一部変更願い等の提出
- ・県文化財保存課通知に関する取扱いについての協議（調査機関と施工業者間との連絡調整含む）
- ・本調査の際の事前協議（日程・経費等）

委任
内容

②提出についての通知（回答）

届出提出後、県文化財保存課からの通知（回答）が届出者（代理人）宛に橿原市役所 文化財保存活用課から届きます。通知の内容は慎重工事や工事立会、発掘調査（試掘調査を含む）がありますので、その内容に従い、具体的な取扱いについて文化財保存活用課と協議して下さい。

◆問い合わせ先◆ 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 858-1 橿原市役所 文化財保存活用課
T E L 直通 0744-47-1315
代表 0744-22-4001
F A X 0744-26-1114
E メール：bunkazai@city.kashihara.nara.jp

埋蔵文化財取扱いの流れ

橿原市役所 文化財保存活用課 対応

予定地における遺跡有無の確認

※事前に必ず行って下さい

周知の遺跡内

工事着工60日前までに提出(文化財保護法規定)

埋蔵文化財発掘届出書提出

奈良県知事宛
橿原市役所 文化財保存活用課へ提出

審査

奈良県文化財保存課が一定期間、審査を行ないます。

県文化財保存課による通知(回答)

発掘調査

工事立会

慎重工事

専門職員による現地工事立会

専門職員の現地立会不要

試掘調査

本調査

保存
(変更届提出)

本調査不要

遺構保存

工事着工

※専門職員による現地工事立会を行う場合があります

調査
担当
(市文化財保存活用課)
※他機関が行う場合もあります